

公立学校における発達障がいの調査結果について

学校教育部 学校教育課

令和4年12月13日文部科学省初等中等教育局特別支援教育課より「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果」が公表されました。

調査によりますと小中学校で通常の学級で学習面や行動面で著しい困難を示す発達障碍の可能性のある児童生徒が、全国で8.8パーセント在籍するという調査結果になっており、前回調査の平成24年度に比べると2.3パーセント増加しております。

別紙資料は「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果」の「有識者会議における本調査結果の考察」の部分を抜粋しています。

全文は、文部科学省 HP

「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果」に掲載  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/2022/1421569\\_00005.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/2022/1421569_00005.htm)

## 5. 有識者会議における本調査結果に対する考察

「今回の調査結果から考えられること」 有識者会議座長 宮崎 英憲

今回の調査は、平成 24 年に行われた「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」を基に、児童生徒の困難の状況と、受けている支援の状況を調査し、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態を明らかにすることにより、今後の施策や教育の在り方を検討するものである。

通常の学級に在籍している児童生徒のうち、質問項目に対して学級担任等が回答した内容から知的発達に遅れはないものの学習面や行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒数の割合を推定している調査であり、発達障害のある児童生徒数の割合や知的発達に遅れがある児童生徒数の割合を推定する調査ではないことに十分留意いただきたい。

今回の調査においては、小学校と中学校に加え、高等学校を新たに調査対象学校種に追加した。これは、平成 30 年度より高等学校において通級による指導が制度化されたことを受け、高等学校における状況把握を行うことを目的としている。

また、学習面における質問項目については、平成 24 年に行った調査時の質問項目を基本としつつ、発達段階に応じた質問項目となるよう質問内容の見直しを図った。そして、中学校と高等学校の学習面のうち、2 領域（「書く」「推論する」）の質問数について、1 問追加して 1 領域 6 問に見直しを行った。それに伴い、基準点（カットオフポイント）についても 2 領域については、15 ポイント以上をカウントすることにした。

今回の調査の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の拡大等により学校現場において様々な対応が求められている中、本調査の趣旨を御理解と御協力いただいた学校関係者の方々に敬意を表したい。

### (1) 「I. 児童生徒の困難の状況」について

学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒数の割合が、平成 24 年に行った調査においては推定値 6.5%であったが、今回の調査では、表 1 に示しているとおり、小学校・中学校においては推定値 8.8%、高等学校においては推定値 2.2%であった。なお、高等学校については、公立の全日制又は定時制に在籍する 1～3 年次のみを対象としていることに留意いただきたい。

また、学習面・行動面別で見ると、行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒数の割合より、学習面で著しい困難を示すとされた児童生徒数の割合の方が高くなっている。これは、前回の調査結果と同様の傾向となっている。

平成 24 年に行った調査と学校・児童生徒の抽出方法は同じである。対象地域や一部質問項目等が異なるため単純比較はできないものの、今回の調査結果は平成 24 年に行った調査結果と比べて、学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒数の割合が増えているが、前回の調査から 10

年で義務教育段階において通級による指導を受ける児童生徒の数が約 2.5 倍になっていることを踏まえると、驚く数字ではないものと考えられる。

繰り返しにはなるが、本調査は、発達障害のある児童生徒数の割合や知的発達に遅れがある児童生徒数の割合を推定する調査ではなく、学習面や行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒数の割合を推定している調査である。増加の理由を特定することは困難であるが、通常の学級の担任を含む教師や保護者の特別支援教育に関する理解が進み、今まで見過ごされてきた困難のある子供たちにより目を向けるようになったことが一つの理由として考えられる。そのほか、子供たちの生活習慣や取り巻く環境の変化により、普段から1日1時間以上テレビゲームをする児童生徒数の割合が増加傾向にあることや新聞を読んでいる児童生徒数の割合が減少傾向にあることなど言葉や文字に触れる機会が減少していること、インターネットやスマートフォンが身近になったことなど対面での会話が減少傾向にあることや体験活動の減少などの影響も可能性として考えられる。

一方で、図1～3の分布状況に示しているとおりに、学習面又は行動面で著しい困難を示すとされる基準には達していないが、基準近くに分布している児童生徒も一定いることが伺える。このことから学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒以外にも特別な教育的支援を必要としている児童生徒がいることを念頭にどのような支援を行うことができるのか検討する必要がある。

学習面及び行動面について領域別に示したのが表4である。

学習面については、「『聞く』又は『話す』に著しい困難を示す」とされた児童生徒数の割合の方が「『読む』又は『書く』に著しい困難を示す」、「『計算する』又は『推論する』に著しい困難を示す」とされた児童生徒数の割合より少なかった。前回調査との単純比較はできないものの、学習面の全ての領域においてほぼ同じ増加率となっている。

また、行動面については、「『不注意』の問題を著しく示す」とされた児童生徒数の割合の方が、「『多動性－衝動性』の問題を著しく示す」、「『対人関係やこだわり等』の問題を著しく示す」とされた児童生徒数の割合よりも多かった。これは、前回の調査結果と同様の傾向となっている。

前回調査との単純比較はできないものの、「『多動性－衝動性』の問題を著しく示す」とされた児童生徒数の割合の増加率は学習面と比較すると低いことから、「多動性－衝動性」の問題は学習面と比べると顕在化しやすくこれまでも気づきやすかったことが理由として考えられる。

学校種別に学年間の比較をすると、小学校、中学校ともそれぞれ学年が上がるにつれて、学習面、各行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒数の割合は低くなる傾向にある。<sup>[表6]</sup>著しい困難を示すとされた児童生徒数の割合は、学年が上がるにつれて小さくなる傾向が学習面において特に顕著である。

中学校第1学年は、小学校第6学年と比較すると、学習面、各行動面それぞれで割合が大きく減少している。このことは、当該生徒に関する個別の教育支援計画等の活用や効果的な引継ぎが十分にされていないため、必要な情報が蓄積されていないことや、中学校において通級による指導の設置があまり進んでいないため、生徒の実態について参考となる情報が得られにくいことなど関係しているのではないかと考えられる。また、学級担任制から教科担任制になることで、学習面や行動面に

関する観察等が主に担当する教科等での指導が中心となることで該当する行動が観察・発見されにくくなったこととも関係しているのではないかと考えられる。さらに、中学校第3学年になると、中学校第2学年と比較して、学習面、各行動面それぞれで割合の減少幅が大きい。これは、前回の調査結果と同様の傾向となっている。

高等学校においては、学習面、各行動面それぞれにおいて、高等学校第1学年と中学校第3学年を比較するとさらに減少しており、高等学校第1学年から高等学校第3学年にかけて割合はほぼ横ばいである。高等学校については、高校入学に際して入学者選抜が実施されていることや全日制・定時制・通信制といった課程がある。そして、特色ある学科（普通科・専門学科・総合学科）が設置されており、多様な入学動機や進路希望など様々な背景をもつ生徒に対応できる現状が本調査の高等学校の結果と関係しているのではないかと考えられる。そのため、小学校・中学校と高等学校は切り分けて考える必要がある。

## （2）「Ⅱ．児童生徒の受けている支援の状況」について

次に、「児童生徒の受けている支援の状況」については、全体を通して特別支援教育に関する理解啓発や研修等の機会が増えたことにより、学校における特別支援教育に対する理解が深まっている状況が伺える。

学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒について、校内委員会において特別な教育的支援が必要と判断されている割合は、推定値 28.7%（高等学校：推定値 20.3%）である。<sup>[表7]</sup>

校内委員会において現在特別な教育的支援が必要と判断された児童生徒の受けている支援の状況<sup>[表17~25]</sup>については、表8~16に示している支援の状況と比べ、個別の教育支援計画の作成や個別の支援・配慮の提供等について割合が高い状況が伺える。

一方で、学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒のうち、校内委員会において特別な教育的支援が必要と判断されていない児童生徒については、そもそも校内委員会での検討自体がなされていないことが考えられる。そのため、校内委員会が効果的に運用されていないなど、学校全体で取り組めていない状況が見受けられる。管理職によるリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターを核として全教職員で特別な教育的支援を必要としている児童生徒に対して必要な支援がなされるよう校内支援体制の構築と充実を図るとともに、それを支えるための仕組みについても検討する必要がある。

また、学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の通級による指導を受けている割合は、通級による指導を受けている児童生徒の増加にも表れているとおり、小学校・中学校においては推定値 10.6%となっており、通級による指導を受ける機会の充実が図られていると考えられるが、高等学校においては推定値 5.6%となっており、高等学校における通級による指導の充実を図る必要がある。少数ではあるが、現在は通級による指導を受けていないが過去に通級による指導を受けていた児童生徒もいた。<sup>[表8]</sup>

一方で、過去に特別支援学級に在籍していたことがある児童生徒は推定値 5.7%（高等学校：推定

値 6.0%) 存在している。現在、特別支援学級に在籍していない理由は様々考えられるが、学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒であることを考えると、該当する児童生徒に対しては、教育的ニーズに応じた適切な学びの場を検討することが必要ではないかと考えられる。[表 9]

「『個別の教育支援計画』を作成しているか」という設問に対しては、「作成している」との回答が推定値 18.1% (高等学校：推定値 10.5%)、「『個別の指導計画』を作成しているか」という設問に対しては、「作成している」との回答が推定値 21.4% (高等学校：10.8%) となっており、通級による指導を受けている児童生徒数の割合よりも高くなっている。[表 10] [表 11] このことから、国において小学校学習指導要領等の改訂や個別の教育支援計画の作成や関係機関との情報共有等に関して平成 30 年に学校教育法施行規則の改正等を行ったことにより、個別の教育支援計画等の作成に関する意識が高まっていることや意義の重要性について理解が広がっているという状況が伺える。

「授業時間内に教室内で個別の配慮・支援を行っているか（特別支援教育支援員による支援を除く）」という設問に対しては、「行っている」との回答が推定値 54.9% (高等学校：推定値 18.2%) となっており、個別の配慮・支援について、校内委員会等で検討するなど学校全体の取組としてさらに進めていく必要がある。[表 15]

今回から追加した、「専門家（特別支援学校、巡回相談員、福祉・保健等の関係機関、医師、スクールカウンセラー（SC）、作業療法士（OT）など）に学校として、意見を聞いているか」という設問に対しては、「定期的に聞いている」との回答が推定値 14.8% (高等学校：推定値 9.9%) となっており、福祉機関等の外部機関との連携については、実施している学校はあるものの、まだまだ十分とは言えない状況であることが伺える。地域により外部機関等の資源の差はあるが、必要な時に支援を得るためには学校が外部機関等の情報を把握しておくことが大切であり、これらの情報を活用して外部機関等に教員が相談しやすい体制を整備するなど校内で資源の活用方法を考えることが必要である。また、地域の実情に応じた連携の工夫や取り方などについて自治体が十分に周知するなどの工夫も必要である。[表 16]

特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対する支援の充実に向けて、文部科学省で作成している「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気づき、支え、つなぐために～」を活用していただきたい。